

事務連絡
平成28年7月12日

関係都府県
建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の交換改修に係る物件の違反是正に関する運用について

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料に係る不正事案については、「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について」（平成27年7月30日付国住指第1703号。以下「違反是正通知」という。）及び「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正に関する運用について」（平成27年7月30日付事務連絡）により通知したところです。

今般、東洋ゴム工業（株）が認定を受けた免震材料のうち、今後交換改修用として生産することとなる高減衰ゴム系ゴム支承G0.35（認定番号 阪住指発第430号、MVBR-0130、MVBR-0162、MVBR-0404、MVBR-0437）について、「免震材料に関する第三者委員会」の提言に基づき、当該製品が大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することが、第三者機関である（一社）日本免震構造協会の検証によって確認され、同協会から東洋ゴム工業（株）及び国土交通省あてにその旨の通知がありました（別紙1参照）。

これにより、交換改修用の免震材料に限り、東洋ゴム工業（株）が当該製品の生産を再開しますが、当該製品については、同委員会の提言に基づき、全製品について基本特性（等価剛性等）を第三者による立会検査により確認することとしております（別紙2参照）。

については、違反是正通知の運用にあたり、今後交換改修において東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料を設置する場合について、以下のとおり補足しますので、貴管内の関係特定行政庁（別紙3参照）に対しても、この旨周知していただくようお願ひいたします。

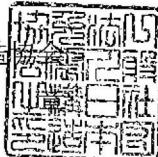
- 1 違反是正通知中、3.（2）において、必要に応じ、設置された当該製品が第三者による立会検査を経ていることの報告を求めること。
- 2 同通知中、3.（3）において、当該立会検査を経ていることを確認すること。



平成 28 年 6 月 23 日

国土交通省住宅局
建築指導課長 殿

一般社団法人日本免震構造
会長 和田



高減衰ゴム系積層ゴム (G0.35) に係る大臣認定項目の性能確認について

1. 経緯

東洋ゴム工業株式会社（以下「同社」という。）は、平成 27 年 3 月 13 日、同社が製造した免震材料の大蔵認定仕様への不適合等について発表した。国土交通省では「免震材料に関する第三者委員会」を立ち上げ、同委員会の提言を踏まえて、平成 27 年 7 月 30 日、当該製品が大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することを、第三者の検証により改めて確認すること（以下「大臣認定項目の性能確認」という。）、及び、新たに出荷する際に全製品について基本特性（等価剛性等）を第三者による立会検査により確認することを条件に、交換改修用の免震材料に限り、製造を認めることとした。

これを受けて、同社より、当協会に対して、大臣認定項目の性能確認について依頼したいとの申し入れがあり、国土交通省からも当協会に対して協力要請があった。そこで、当協会では、協会内に設置された「免震支承問題対応委員会（委員長：北海道大学教授 菊地 優）」（以下「対応委」という。）により対応を行うこととし、試験計画の検証及び全ての性能確認試験への立会いを実施した。

性能確認試験は、平成 27 年 8 月 24～25 日より開始したが、同社の縮小試験体の試験結果が大臣認定時の試験結果と合致しないことが判明したため、その原因を同社にて調査するため中断した。この時の試験体に積層しているゴムは、全て高減衰ゴムであったが、その後、大臣認定時の縮小試験体および出荷製品の製作図面を確認したところ、積層ゴム外周部に天然ゴムを敷設し製作していることが判明し、出荷製品について当協会立ち会いで切断調査した結果、水平断面積比で、外周部の天然ゴムの比率は約 10% となっていることが確認された。当時と同じ製造方法による縮小試験体を改めて製作して試験を行ったところ、大臣認定時の試験結果が再現できることが確認されたため、性能確認試験を再開した。

性能確認試験は、平成 27 年 12 月 14 日に再開し、高減衰ゴム系積層ゴム (G0.35) に係る大臣認定項目の性能確認について、平成 28 年 2 月 12 日に終了した。また、性能確認試験で不合格となった試験体について、追加の試験を平成 28 年 2 月 25 日より 29 日まで実施

した。また、経年変化試験の再確認のための試験を、平成28年4月1日及び4月15日に実施した。全ての性能確認試験の結果について、平成28年4月27日に開催された当協会の対応委において、同社より報告があった。対応委では、報告書について、各委員の意見を聴取し、報告書の訂正を同社に要請し、平成28年6月8日及び6月15日に再度報告があった。

2. 結論

対応委では、同社がまとめた報告書を精査し、高減衰ゴム系積層ゴム G0.35 について、大臣認定項目の性能確認試験において大臣認定時の試験結果が再現されていることを確認した。

なお、免震構造の適正な普及を図る観点から、当協会から同社に対し、建築基準法上の検証とは別に、近年の知見を踏まえて実大の積層ゴム支承の引っ張り試験および水平2方向動的加力試験を自主的に実施することを勧めた。

以上

東洋ゴム工業の免震材料(G0.35) 再出荷の際の第三者立会い体制

